

SAGA ふりかけプロジェクト業務仕様書（案）

1 委託業務名

SAGA ふりかけプロジェクト業務

2 目的

佐賀県では、出会い・結婚、妊娠・出産、子育ての希望がかない、こどもたちが骨太で健やかに成長できる環境のもと、佐賀で楽しく子育てをしたいと思われるような佐賀県づくりを推進する「子育てし大県“さが”プロジェクト」に取り組んでいる。

本業務では、「子育てし大県“さが”プロジェクト」の一環として、県内の小学生を対象に、県産品を使ったふりかけ等を開発・提供することで、佐賀県産品や食品ロスを学ぶきっかけづくりにつなげるとともに、佐賀県への郷土愛や誇りの醸成を図る。

3 業務の内容

(1) 企画調整・管理業務

- ① 県内の生産者や事業者と連携し、県産品の調達を円滑に図ること。
- ② 開発にあたって必要となる総合的な管理・運営業務を行う人員を配置し、体制を構築すること。
- ③ 業務実施スケジュールの作成・管理を行うこと。

(2) 県産品を使用した「ふりかけ等」の開発及び製作

以下に掲げる条件を満たすふりかけ等の開発及び製作を行うこと。

- ① 使用する食材は、県産品を中心としたものであること。また、佐賀県ならではの食材を複数使用すること。
- ② 食材調達にあたっては、規格外品を積極的に使用することとし、受託者の責任において生産者等と調整のうえ、調達すること。
- ③ 学校給食での配付を前提としていることから、すべて個包装とし、専門的知見に基づき、栄養面や食物アレルギーに配慮した商品とすること。調整にあたっては、県及び関係者と協議のうえ進めること。
- ④ 試作段階で2回程度、県及び関係者での試食を行い、意見を反映した商品を製作すること。
- ⑤ 商品は3種類程度とし、合計1,000個を目安に製作すること。3種類については、食物アレルギーに配慮し、できるだけ多くのこどもたちが食べられるよう工夫すること。
- ⑥ 商品の製作（デザインも含む）は令和7年10月31日（金）までに完了すること。

(3) 商品のデザイン製作

- ① 商品の個包装のデザインを製作すること。なお、製作にあたっては、県及び関係者と協議のうえ進めること。
- ② こどもたちが楽しめるデザインとし、「子育てし大県“さが”プロジェクト」のPRにつなげること。

(4) 県内小学校への商品の配付

製作した商品は、県が指定する日時及び小学校（3～4校を目途に選定予定）に配付すること。配付数は県が別途指定するものとする。なお、配付に係る輸送費等も委託料に含めること。

(5) 配付物の作成等

- ① 商品を配付する小学校向けに以下に掲げる条件のチラシ等を作成し、商品と一緒に配付すること。
 - ア 今回の取組を広く知ってもらう内容（趣旨や目的）を記載すること。
 - イ 商品についての概要（使用した原材料について）をまとめること。
 - ウ 食の有効活用を呼びかける内容であること。
 - エ 作成部数は商品の数と合わせること。
- ② 完成した商品のお披露目等の場で使用できるよう、今回の取組内容の紹介ができる素材（媒体は提案による）を提案・作成し、県へ納品すること。

4 事業の報告

以下に示す内容を県へ報告すること。

(1) スケジュール表

<部数：各1部 媒体：紙 提出時期：業務開始時>

(2) 業務完了報告書

<部数：1部 媒体：紙 提出時期：業務完了時>

(3) 本事業で作成した印刷物データ（Aiデータ、PDFデータ）、記録写真データ、資料データ等

<部数：1部 媒体：CD等 提出時期：業務完了時>

(4) その他、県と受託者が合意の上、納品物として提出を求めるもの

5 業務期間

委託契約締結の日から令和8年3月31日（火）

6 支払方法

完了払

7 事業実施にあたっての留意事項等

- (1) 委託業務を統括し、県からの指示を受ける窓口として責任者と当該業務に従事する担当者を置き、関係者との円滑な事業の進行管理や意思疎通に努めること。
- (2) 受託者は、本業務の実施状況について適宜県に報告すること。
- (3) 本業務の実施に係る関係機関との調整等が必要な場合（申請・届出等含む）については、受託者の負担及び責任で行うこと。
- (4) 受託者による施設・設備等の汚損及び損負傷又は第三者への損害は、受託者が弁償又は賠償すること。

8 その他

- (1) 本業務における全ての成果物、制作物、取得物（消耗品を除く。）及び著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定めるすべての権利を含む。）は県に帰属するものとし、制作者は県に対して著作権者人格権を行使しないものとする。
- (2) 本業務の実施にあたり、第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、受託者が著作権者の承諾を得て、利用を行うこととする。県が利用する場合についても同様とする。
- (3) 本事業の一部を第三者に再委託する場合には、あらかじめ県に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法、その他必要な事項を報告し、承認を得ること。
なお、業務の統括に係る業務は、再委託を認めない。
- (4) 本仕様書は、業務の内容について示すものであるが、業務の性格上、当然に実施しなければならないものについてはもちろん、この仕様書に記載のない事項であっても、県と受託者が協議して定めた事項についてはこれを順守し、業務の遂行に当たらなければならない。また、業務の実施にあたっては県と十分に協議し、県の上承を得て行うこと。